

建設発生土受入基準の厳守について

日頃より、弊社建設発生土受入基地をご利用いただきましてありがとうございます。

建設発生土の**受入基準**は、受入要領に明記のとおり物理性状・化学性状の条件を満たすこととなっております。

特に**物理性状**については、産業廃棄物等が混入した土砂は搬入不可となっております。

- ① 30cm以上の物が含まれている場合
- ② セメント塊、アスコン塊、木片、金属くず(鉄筋等を含む)、塩ビ、瓦、プラスチック等の産業廃棄物が混入した土砂
- ③ 塵埃、ビン、ペットボトル、空き缶等の一般廃棄物が混入した土砂

各施工業者の皆様方におかれましては、日頃よりこれらの産業廃棄物等の除去にご協力いただいているものと思われませんが、搬入に際し必ずしも徹底されていない事例が見受けられます。建設発生土の品質管理をより徹底いただき、受入基準を厳守されますよう重ねてお願い致します。

弊社の各受入基地では、今後とも土質確認の徹底・強化(注意・警告)を実施して参る所存です。

なお、**警告2回**(状況によっては、**警告1回**)で当該建設発生土の**搬入は不可**となりますのでご了承下さい。

ご不明な点がございましたら下記にお問い合わせ下さい。

東京港埠頭株式会社 技術部 計画調整課
建設発生土事務所

03-3599-7383
03-3529-0281